

選挙規定

(目的)

第1条 本会定款第21条に基づき、役員を選出に関する事項をこの規程に定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、当該選挙運営の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任をもつ。

2 選挙管理委員会は委員5名で構成し、委員長は委員の互選とする。

(選挙管理委員)

第3条 委員の任期は2年とし、理事会で選出することができる。

2 役員は選挙管理委員に就任できないものとする。

(委嘱)

第6条 選挙管理委員の委嘱は、理事会の意思を受けて会長が行う。

(選挙事務担当)

第7条 選挙事務担当者は選挙管理委員および事務員とする。

(選挙の公示)

第8条 選挙管理委員会は、投票日の30日以前に選挙すべき役員の種類と定員を公示し、立候補者を受け付けなければならない。立候補締め切りは投票日の15日以前であることを原則とする。

(郵送による立候補届け出の当日消印は有効とする)

(役員への立候補)

第9条 役員選挙は、会員の自由意思又は推薦により立候補できる。推薦の場合は5名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書を以て届け出るものとする。なお、届出の方法は郵送に限る。

(立候補者の補充)

第10条 立候補者が定員に満たないときは、立候補締め切り時、理事会で立候補者を推薦するものとする。

(委員の役員立候補)

第11条 選挙管理委員が役員に立候補したときは、別の選挙管理委員を選出し、立候補者は委員を辞退しなければならない。

(選挙の方法)

第12条 役員選挙は、総会において出席者の無記名連記投票により行うものとする。

第13条 投票は、選挙管理委員会の所定の用紙を用いて行うものとする。

第14条 定数内で白票を除く得票数の上位より順次当選者を決するものとする。

第15条 得票が同数の場合は、抽選により当選者を定める。

第16条 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(異議申立)

第 17 条 選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

第 18 条 異議申し立ての受け付けは、選挙結果発表日から 2 週(14 日)以内とする。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成 23 年 4 月 2 日一部改正により施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 3 月 10 日一部改正により施行する。